

令和6年第3回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時10分開会

定例議会の告示

八千代町告示第69号

令和6年第3回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月11日

八千代町長 野 村 勇

1. 期 日 令和6年9月18日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1 番	赤荻 妙子君	2 番	赤塚 千夏君
3 番	榎本 哲朗君	4 番	吉田 安夫君
5 番	谷中 理矩君	7 番	増田 光利君
8 番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君

総務部長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 謙君
教育部長	小林 由実君	秘書課長	市村 隆男君
まちづくり 推進課長	斉藤 典弘君	総務課長	鈴木 和美君
財務課長	中川 貴志君	税務課長	岩坂 信幸君
国保年金課長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
農業委員会 事務局長	齊藤 武史君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会計課長	鈴木 佳奈君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君） 公私ご多用のところご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。
ございます。

開会に先立ち、申し上げます。本定例会におきまして、会議に使用することを目的としたタブレット端末、ノート型パソコンの持込みを議会出席者に許可いたしましたので、ご了承願います。

次に、去る8月11日の八千代町長選挙におきまして当選を果たされました野村勇町長から就任のご挨拶をお願いいたします。

野村町長、登壇願います。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ご苦労さまです。ただいま議長からお許しをいただきましたので、就任の挨拶をさせていただきたいと思います。先般の八千代町長選挙におきましては、2期目の八千代町政をお預かりすることになりました。議員各位をはじめ、多くの町民

の方々に、ご支援、ご鞭撻、さらにはご推薦をいただきまして、誠にありがとうございました。また、8月の初登庁の際には、酷暑の中にもかかわらず、たくさんの方々に迎えいただき、束の間として感無量の思いでございましたが、すぐに現実に戻り、八千代町長という職務の重責に改めて身が引き締まるとともに、町民の皆様の負託にお応えするために、日々力の限りその任に当たらなければならないという決意をしたところでございます。次の大事な4年間に各世代に対し、子どもたちに夢を、若者に希望を、働く皆さんに活力を、お年寄りには安心を提供するため、3つの課題に挑戦したいと考えております。

まず1つ目は、安心子育てと住み続けられるまちづくりに挑戦です。移住定住を促進する子育て住宅の整備、学校体育館へのエアコン設置、皆健康で長生き、高福祉なまちづくり、防災拠点の整備、そして多文化共生社会、男女共同参画社会づくりの推進に努めてまいります。

また、町の魅力発信型イベントの充実及び支援体制の強化を図り、農業の6次産業化と働く場の創出に努め、活力ある産業を支える人材育成を支援してまいります。

2つ目は、魅力あるにぎわい拠点づくりに挑戦です。グリーンビレッジ、旧中山家、鬼怒川堤防をそれぞれの用途ごとに整備するとともに、文化、生涯学習の拠点である中央公民館の建て替えや多くの世代が楽しめるスポーツ施設を整備してまいります。

また、もうかる農業を確立する施設や農産物直売所の機能強化支援、遊休農地、空き家等の有効利用対策の推進、土地区画整理事業第1工区の完成と計画的な土地利用を推進してまいります。

3つ目は、まちづくり財源の安定確保に挑戦です。DX推進による業務効率化を目指し、行財政改革を進め、財源の有効利用、適切な資金運用に努めてまいります。併せて、計画的な施設管理による経費節減を行い、町が保有する資産の適正管理を推進してまいります。

また、国や県の補助金、交付金を積極的に活用するとともに、新たな工業系土地利用を計画し、企業誘致を推進してまいります。

さらには、引き続きふるさと納税事業を強化し、稼いで町に投資する地域商社はなまのBASEの事業強化推進を図ってまいりたいと思います。

これらの約束を行政運営の軸に置き、町民の皆様との信頼関係をさらに深めていくとともに、常に職員の先頭に立ち、ともに汗をかきながら、初心に戻り、100人いれば100の

夢がある。そのことから「みんなの夢に挑戦」、これをスローガンに掲げ、誠心誠意取り組み、組んでいく覚悟でございます。

これらの課題につきましては、上野議長、安田副議長をはじめとする町議会議員の皆様、町職員並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。町民の皆様がより楽しい生活を、より安心な生活ができるような町の実現に向けて、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきますと思います。ご清聴ありがとうございました。

議長（上野政男君） ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

令和6年9月18日（水）午前9時開議

開 会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 株式会社はなまるBASE令和6年度事業計画及び令和5年度決算に関する報告について

報告第2号 令和5年度八千代町水道事業継続費精算報告について

日程第4 議案第1号 八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分について

日程第7 議案第4号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第5号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

日程第9 議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合は退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

ここで脱衣を許可をいたします。

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長でありますので、報告をいたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 令和6年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま議長のお許しがありましたので、行政の諸般事項5点についてご報告申し上げます。

初めに、令和6年度八千代町職員採用試験についてご報告いたします。今年度の八千

代町職員採用試験は、2回に分けて実施しております。大卒を対象とした第1回目の1次試験は7月14日に実施し、受験者は12名、合格者に対して9月7日に2次試験を実施し、6名が受験いたしました。第2回目の職員採用試験につきましては、8月20日まで募集をしたところ、大卒4名、短大、専門学校、高校卒4名、計8名の応募がありました。1次試験は9月22日、2次試験につきましては、1次試験の合格者に対し、11月上旬に八千代町役場において実施する予定でございます。

次に、第75回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の開催についてご報告申し上げます。強固な消防精神を養成し、厳正な規律と旺盛な士気の下に、消防ポンプ操法の熟練と敏速確実な団体行動の徹底を図り、火災防御上の諸般の要求に適応させることを目的に、第75回大会が開催されます。今年度は、坂東市が担当となり、来る10月6日午前9時より古河市にあります古河市イーエス中央運動公園において実施されます。今大会には、八千代町消防団から第3分団が出場します。競技順番は、さきの会議で2番と決定しております。議員各位におかれましても、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてご報告申し上げます。令和3年度から令和5年度まで臨時接種として行っていた新型コロナウイルスワクチンですが、令和6年度よりB類疾病として定期予防接種化されました。接種対象者は、接種当日65歳以上の方と、60歳以上65歳未満で内臓系の基礎疾患により身体障害者手帳1級相当にある方となっています。接種期間が10月1日から3月31日までとなっていますので、対象者には予診票等を高齢者インフルエンザ予診票と同封して郵送する予定としております。定期予防接種化されたことで接種費用がかかるようになりましたが、令和6年度は国から8,300円、町から2,000円の補助が出ますので、感染症の蔓延防止と感染時の重症化予防のため、接種勧奨に努めていきたいと考えております。

次に、八千代の秋まつりについてご報告申し上げます。八千代の秋まつりは、生涯学習の推進及び町の活性化に寄与することを目的として開催しております。

本年度は、11月22日金曜日に作品展、11月23日土曜日、24日日曜日に作品展及びイベントを開催することといたしました。町のにぎわいの創出や活性化に向け、様々な側面から、支援、協力をしていきたい、このように考えております。

最後に、契約関係については、別紙契約関係報告書のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、各事業がスムーズに着手さ

せていただいていることについての感謝と、今後の施策の推進への議員皆様のより一層のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

終わります。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、10番、生井和巳議員、11番、大久保武議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討をしていただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る8月23日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和6年第3回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から27日までの10日間とすることに議会運営委員会としては決定をいたしました。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和6年第3回八千代町議会定例会の会期を本日より27日までの10日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長の報告どおり、本日より27日までの10日間とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より27日までの10日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 報告第1号 株式会社はなまるB A S E令和6年度事業計画及び令和5年度決算に関する報告について

報告第2号 令和5年度八千代町水道事業継続費精算報告について

議長（上野政男君） 日程第3、報告第1号 株式会社はなまるB A S E令和6年度事業計画及び令和5年度決算に関する報告について、報告第2号 令和5年度八千代町水道事業継続費精算報告について提出をされておりますので、ご覧をお願いします。

日程第4 議案第1号 八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第4、議案第1号 八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、教育委員の任期は4年となっております。また、委員の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものでございます。

今回、現教育委員の松村恵美氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく提案するものでございます。

松村恵美氏は、令和2年10月に教育委員に任命され、精力的に取り組んでまいりました。また、P T A役員としてご活躍された実績もあり、教育分野における諸問題に積極的に取り組んでこられるなど適任者であると考えますので、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意を願います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　質疑なしと認めます。

ここで、宮本直志議員より推薦の言葉について申出がありましたので、許可をいたします。

13番、宮本直志議員。

（13番　宮本直志君登壇）

13番（宮本直志君）　ただいま上程されました議案第1号　八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、町長からの提案理由の説明で、松村恵美氏は人格、識見ともに高潔であり、教育委員としての適性は申し分ないということで推薦をいただいているわけですが、私、地元の議員を代表し、ご推薦を申し上げたいと思います。

令和2年10月からは教育委員として、また令和4年4月からは八千代町交通安全母の会会長、八千代町商工会女性部常任委員として現在活躍中でございます。

人柄は温厚にして誠実、そして人格、識見ともに立派な方で、教育委員としては最適任と考えておりますので、推薦を申し上げたいと思います。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

議長（上野政男君）　これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君）　討論なしと認めます。

これから議案第1号　八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決をいたします。

お諮りをいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意をすることに決定されました。

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、国民健康保険法が一部改正されたことに伴い、八千代町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容としましては、条例に国民健康保険法に基づく罰則を規定しておりますが、今回の法改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることになったため、条例第13条の該当文言の削除をするものでございます。

この改正条例の施行期日は、令和6年12月2日でございます。

なお、今回の八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年9月3日に開催された八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承いただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 八千代町の健康保険証にひもづけしている割合、被保険者全体に対してどのぐらいの方がマイナ保険証とひもづけしているのか。

あと、直近どのぐらいマイナ保険証を利用して医療機関を受診されているのか、利用率などが分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚議員の質問にお答えいたします。

本年6月現在の数字とはなりますが、八千代町の国民健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率ということなのですが、51.73%となっております。また、マイナ保険証の利用率といたしましては11.82%という数字が報告されております。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） 日本共産党を代表いたしまして、この議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

この議案は、12月2日から被保険者証が廃止されることに伴います。ところが、八千代町のマイナ保険証の利用状況、ただいまご答弁ありましたように、6月の利用率は11.82%にすぎません。とても普及していると言える状況ではありません。現時点でも顔認証できないなど、医療機関では混乱が起きています。

9月5日に千葉県保険医協会が会見を行い、アンケート調査の結果を公表しました。それによると、千葉県内646医療機関のうち、実に93.5%が保険証は残すべき、または廃止は延期すべきと回答しています。現行の保険証が廃止された後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を交付すると言いますが、それなら現行の健康保険証を残せばよいのではないのでしょうか。マイナ保険証は5年に1度の更新手続が必要であり、今まで何の不自由もなかった高齢者や障害者に困難な申請や管理を強いる制度です。マイナ保険証を持たない人に送付される資格確認書の自動交付も当面の間の経過措置にすぎず、いずれは申請が必要になり、申請を忘れれば保険診療を受けられないという事態に

陥ります。国民皆保険制度の崩壊につながり、現行の健康保険証廃止は容認できません。この議案は、健康保険証廃止を前提としていること、また罰則規定がそのまま残っていることから反対です。

なお、昨年成立した改正国保法では、保険料を滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求めるという規定をなくすことで、短期保険証、資格証明書の発行はなくなりました。しかし、国保法54条の特別療養費について改正され、保険料を1年以上滞納すると、医療機関受診の際には窓口で一旦全額を負担しなければならないという仕組みがつけられました。そもそも払いたくても払えない国民健康保険料が高過ぎることに問題があるのであって、滞納者に寄り添い丁寧な対応を行うことが必要ということも指摘しまして反対討論といたします。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分について

議長（上野政男君） 日程第6、議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分についての提案理由をご説明申し上げます。

令和５年度八千代町水道事業により生じた未処分利益剰余金３億３,７３７万７,９１５円のうち、減債積立金１,０８８万４,７３６円、建設改良積立金１億５,７９６万８,２１０円を取崩し、資本金へ組み入れ、当年度純利益１億６,８５２万４,９６９円を建設改良積立金へ積み立てることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

２番、赤塚千夏議員。

２番（赤塚千夏君）　前年度末の残高が１１億４,０００万円だと思うのですが、それに比べてかなりの額が資本金に組み入れられています。それについての評価をお聞かせいただきたいのですが、もっと増やさないとまずい状態なのか、それとも安定した経営がなされているというふうにお考えなのか、評価のほうをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君）　青木産業建設部長。

（産業建設部長　青木　譲君登壇）

産業建設部長（青木　譲君）　赤塚議員の質問にお答えいたします。

資本金に随分高額が繰り入れられているということで、経営に対する評価ということでしょうか。今回の未処分利益剰余金３億３,７３７万７,９１５円を処分することなのですが、当年度純利益１億６,８５２万４,９６９円、こちらは建設改良積立金へ積み立てることになってございますが、こちらは水道会計のほうの３条予算、収益的収支の純利益、水道事業の利益となっています。こちらを建設改良積立金へ積み立てて、そのほか減債積立金１,０８８万４,７３６円、それと建設改良積立金１億５,７９６万８,２１０円、合わせて１億６,８８５万２,９４６円、こちらは積立金から取り崩して資本金へ組み入れるということですが、こちらは４条予算、資本的収支がございまして、こちらの不足する分に充当する際に会計上の手続として資本金へ組み入れるということになりますので、積立金から一度会計処理上資本金へ組み入れて、それで今回４条予算で実施した配水池の耐震化工事、こちらのほうの支払いに充てているということになっております。ですので、経営状況といましては、３条予算の収益的収支により発生した当年度純利益、こちらが経営状況

ということになりますので、そちらを建設改良積立金に積み立てて、4条予算の工事のほうに、積み立てているものからおろして資本金へ組み入れて、それで資本的な財産として充てているということになります。ですので、純利益のほうは例年と同様な純利益となっておりますので、経営上は昨年とは変わらないのかなというようなことで考えております。

以上です。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） 議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分について 反対の立場で討論させていただきます。

これからの給水人口の減少や施設、管路の更新を考えたときに、基金に積み込むこと、もちろん大切だと思いますけれども、利益剰余金だけでもかなりの金額がありまして、それに対して八千代町の水道料金は県内でもトップクラスです。詳しいことはこの後一般質問のほうでもやりたいと思いますけれども、これだけの利益剰余金があるのなら、この中のほんの一部取り崩して水道料金引下げに回すことも可能ではないかと思うのですけれども、よく水道事業は独立採算制だから水道料負担増はやむを得ないという議論がされますけれども、命を支える水は商品ではなく人権の視点で考えるべきと指摘いたしまして、今回の議案に反対いたします。

議長（上野政男君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） 議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分について、賛成の立場で発言させていただきます。

明日認定される水道事業の5年度分につきましては、確かにバランスシートなどを見てもみすと3億3,737万7,000円何がしということになっております。これを建設改良積

立金のほうへ1億6,852万4,000円、資本金のほうへ1億6,885万2,000円、このように振り分けるということになっておりますが、八千代町の水道施設が施行されて40年以上たつ配水池等もございますし、一番最初に布設された配水管も当然40年以上たっております。これから順次布設替えなどしていくと、当然建設改良積立金や資本金もそれなりに確保しておかないと、逆に住民に負担をかけるようなことになってはいけないと思いますので、この処分計算書につきましては賛成したいと思います。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第3号 令和5年度八千代町水道事業剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第2号）

議長（上野政男君） 日程第7、議案第4号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第4号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ12億9,023万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億8,146万3,000円、13.9%の増額とするものでございます。

以上、概要を説明申し上げますが、詳細については担当部長のほうからご説明をさせていただきます。ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説

明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） ただいま上程されました議案第4号 令和6年度八千代町一般会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案しました補正予算は本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ12億9,023万6,000円を追加し、予算の総額を105億8,146万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。11款地方交付税につきましては、特別交付税により122万4,000円を増額いたします。

15款国庫支出金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を含みます国庫補助金6,686万4,000円を増額いたします。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金により7億4,088万1,000円を増額いたします。

19款繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金により737万1,000円を増額いたします。

20款繰越金につきましては、4億2,945万2,000円を増額いたします。

21款諸収入につきましては、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金等により3,148万5,000円を増額いたします。

22款町債につきましては、中学校体育館空調設備設置事業債等により1,295万9,000円を増額いたします。

続いて、歳出の主な項目について申し上げます。2ページをご覧ください。2款総務費につきましては、ふるさと納税基金積立金、ふるさと納税推進事業費を含みます総務管理費9億5,124万7,000円など、総務費全体としまして9億4,631万5,000円を増額いたします。

3款民生費につきましては、定額減税補足給付金給付費を含みます社会福祉費6,214万1,000円、子育て交流サロン管理事業により児童福祉費1,081万3,000円を増額いたします。

4款衛生費につきましては、予防接種事業費を含みます保険衛生費3,854万1,000円、一般廃棄物減量化推進事業費により清掃費170万円を増額いたします。

5款農林業費につきましては、農業団体等支援費、農地基盤整備事業により農業費1

億9,833万円を増額いたします。

7 款土木費につきましては、道路維持修繕事業費により道路橋梁費1,617万9,000円など、土木費全体として1,527万円を増額いたします。

9 款教育費につきましては、中学校体育館空調設備設置工事の実施設計業務委託料を含みます中学校費1,293万2,000円など、教育費全体として1,580万7,000円を増額いたします。

続きまして、4 ページをご覧ください。第 2 表、地方債補正につきましては、事業の追加及び臨時財政対策債の変更によるものでございます。

なお、5 ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書のほか、歳出予算事業概要書がつづられておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

以上、一般会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号 令和 6 年度八千代町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 令和 6 年度八千代町一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第 8、議案第 5 号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結に

ついてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第5号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての提案理由をご説明申し上げます。

常日頃より消防防災行政につきましては、議会をはじめ関係機関の皆様の深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。消防団員の方々におきましては、火災、風水害などから町民の生命、身体、財産を守るため、日夜献身的に活動いただいているところでございます。これらの活動に使用されております消防ポンプ自動車でございますが、第2分団及び第5分団の消防ポンプ自動車は、2台とも購入後15年を経過しており、経年劣化により、有事の際、機能が十分に果たせない可能性があります。その対策として、消防ポンプ自動車2台の更新を行うものでございます。

購入につきましては、指名競争入札により5社を指名し、8月20日に開札を行った結果、小池株式会社が消費税込み4,615万6,000円で落札いたしました。

この購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 消防ポンプ自動車購入の契約の締結について議会の同意を得るわけですが、2台と言いましたよね。4,600万円からの数字が動くわけで、新規の消防自動車を買い換えると、こういう感じでありますけれども、現状、町長が基本的には八千代の消防団の消防長であることは間違いないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

14番（大久保敏夫君） 間違いないですね。

(「間違いない」と呼ぶ者あり)

14番（大久保敏夫君） 消防団長ではなくて消防長ですから。これだけの消防自動車2台、4,600万円からの財産を議会に同意を求めているわけですが、基本的に今の消防団の流れというものを、伝えられてくるものと実際聞き及んだことをざっくり申し上げると、現状において消防団長、あるいは副団長に対してやめるべきであるというふうな趣旨の書類が出されていると。あるいは、消防団長、副団長含めてその方たちが辞表願を出しているとか、そういうふうな裏の、これだけの財産、4,600万円の新車2台を買い与えるという表現はおかしいですが、購入を認めるということについて、現実にはそれを使う分団の中で、また消防団長の正副、あるいはまた周りに対する役員等々の中で若干の不協和音があるというふうに聞き及んでいますけれども、町長の知る範囲でちょっとお教えできますか。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えをさせていただきます。

消防ポンプ自動車購入に当たりまして、活動する団員の皆さんの不協和音という形でございますが、私のほうも消防長としましてその話は伺っております。そして、私としましては、そもそも消防団長は消防団員が推薦し、そして長が任命すると、こういうことが決まりとなっている中において、そもそも消防団の皆さんが任命した消防団長、そしてそこから選ばれた副団長という形がございます。若い人たちが古い慣習から逃れ、新しい話合いによる消防団をつくっていききたい、そういう意見を聞いております。私としましても、やはりこの時代において組織というものは話合いの中で運営し、長たる者は皆さんの意見を聞き、取りまとめ、そして強固な消防団をつくり上げる、こういう考えでおりますので、その旨を消防団の皆さんに、幹部会の皆さんにお伝えしまして、そして皆さんで協議し、結論を出していただきたい、このようなお願いをしているところでございます。いざこざはあると思うのですが、昨日の中結城の火災においても全員が出席し、そしてきちんと消防団活動に従事していただいたという思いで、幹部の皆さんも若い消防団の皆さんも町民の方の生命、財産、身体を守ることについては、これは一致しております。そうしますと、組織の運営についてのことということでございますので、十分話合いしてくださいと。そして、結論を出して、皆さんが強固な組織づくりを進めていただきたい、このような話を私からは述べている、そういう状態でござい

ます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今町長の説明で大方の話は読み取れるわけですが、現実の問題として、今聞いている中で消防団、団長、副団長等の3人の辞職願というのか、やめたいというのか、その辺のところ、私には想像に難くないのですが、この書類はどこにあります。その団長、副団長からの書類はどこにあるか、ちょっとお聞かせください。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

団長、副団長の辞職の書類ということでございますが、事務局で今お預かりをしている状況でございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長、最終的には先ほど申されたように消防長最高機関でありますので、先般、峠辺りで火災らしきものがあつたと。そういうところにおいて、どのような指揮系統の中で八千代町消防団が動いたのかどうか分かりませんが、今後どうということが起こり得るか分かりませんので、なるべく早い時期に、任命権者は町長でありますので、ある程度の勇断をなされて、今用いられている書類の扱っている部分をどうするのか、あるいはまたその名前で辞表が出されていて、判こは押されていないとか、いろんうわさも出ていますので、そういうものも含めた中で、議会人である我々が口出すべきものではありませんけれども、消防関係なんか見えていますと、私も広域消防を大里議員と一緒にやっていますけれども、指揮系統、あるいはまた消防団員の、指揮という字が違いますけれども、士気の上がる上がらないで火災にもいろいろ影響してきますので、なるべく速やかにこの流れが正常な流れにできるように、人的配置ができるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 6. 消防ポンプ自動車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

議長(上野政男君) 日程第9、議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度より個人住民税均等割の賦課徴収と併せて、国税であります森林環境税1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなったことに伴い、茨城租税債権管理機構の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会に協議をするものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2 番（赤塚千夏君） 令和 5 年度の八千代町の実績でどのぐらいの件数、金額が移管されているのか。また、この管理機構がどのように差押えているのか、実態と実績などを教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2 番、赤塚議員からの質問にお答えします。

令和 5 年度、八千代町における移管数ということですが、全部で 7 件になりまして、移管額といたしましては 646 万 3,600 円。徴収額は、そのうち 463 万 8,431 円を現段階で徴収しております。徴収率といたしましては、71.76%となっております。

差押えの実績についてなのですが、2 件ほど差押えさせていただきました。2 件とも生命保険を差押えさせていただきまして、差押え額に関しましては 275 万 4,300 円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

2 番、赤塚千夏議員。

（2 番 赤塚千夏君登壇）

2 番（赤塚千夏君） 日本共産党を代表しまして、この議案第 6 号 茨城租税債権管理機構規約の変更に反対の立場で討論いたします。

この議案は、今年度から課税される森林環境税について、滞納があれば住民税とともに徴収業務を機構に委託できるようにするというものです。県独自の森林湖沼環境税についても、引き続き 1 人年額 1,000 円課税され、滞納徴収は機構に委託できるとされています。本来滞納徴収は、減免も含めた税務相談など、納税者の立場に立って、市町村が行うべき業務です。

2015 年、管理機構の強権的な徴税により、税金を払うだけの人生はむなしいと遺書を残して開業医が自ら命を絶ちました。2022 年には、コロナで経営悪化した事業主が機構の徴収攻勢を苦に自死しています。税金を払えなくて困っている人を救済するのが行政の役割ではないでしょうか。納税者の権利を全く無視している今の管理機構は解散すべ

きです。

以上の理由から、この議案には反対いたします。

議長（上野政男君） ほかに討論ありませんか。

12番、水垣正弘議員。

（12番 水垣正弘君登壇）

12番（水垣正弘君） 議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回提案された規約の変更につきましては、国の法律の施行に伴い機構の規約を変更するもので、議案に対し、私は何ら問題ないと思っております。茨城租税債権管理機構については、平成13年に設立され、茨城県が支援団体となり、県内全市町村で構成されている一部事務組合です。ともに各市町村から移管を受け、困難な滞納整理事業を行うなど、市町村にとって大変頼りになる機関であると聞いております。皆様もご承知のとおり、納税の義務は国民の3大義務の一つで、日本国憲法第30条、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定められ、誰もが生活する上で様々な事情を持っているわけでありますけれども、その義務を果たしております。納めることができる収入や資産があるにもかかわらず、対応のない租税相談され、無視してしまつては、これでは公平とは言えません。

皆様がきちんと定めた税金により、子育て支援や介護のような福祉事業、道路をはじめ、公共施設の整備、教育に関する事業など、様々な事業を行う上で貴重な財源になり、納税は事業が成り立つ基本となっております。

以上の理由から、この議案につきましては賛成とさせていただきますので、議員各位のご賛同も併せてお願いを申し上げます。

議長（上野政男君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（上野政男君） 起立多数です。

よって、議案第6号 茨城租税債権管理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（上野政男君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前９時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

（午前１１時１８分）